

現行の監査制度について

監査委員制度の概要

1 選任方法等

監査委員は、議会の同意を得た上で普通地方公共団体の長が任命。（§ 196①）

	定数（§ 195②）	内訳（§ 196①）
都道府県 人口25万以上の市	4人※ ¹	議員1人の場合は、識見を有する者3人※ ² 議員2人の場合は、識見を有する者2人※ ²
市町村	2人※ ¹	議員1人、識見を有する者1人※ ²

※¹ 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。（§ 195②）

※² 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】（§ 196②）

※³ 任期 識見：4年、議選：議員の任期（§ 197）

2 解任方法

○ 罷免（§ 197の2）

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

○ 退職（§ 198）

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

4 服務等

- 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。（§198の3①）
- 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（§198の3②）

5 代表監査委員（法§199の3）

- 識見を有する者から選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならない。
- 代表監査委員は、監査委員に関する庶務等の事務を処理する。

6 監査委員事務局（法§200）

- 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

7 監査の範囲・権限等

- 監査委員は、以下の監査等を行う。
- 監査のため必要があると認めるときは、関係人への調査・出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取が可能。（§ 199⑧）

監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）（定期監査）（§ 199①④）
- ・ 決算審査（§ 233②）
- ・ 例月出納検査（§ 235の2①）
- ・ 基金の運用状況の審査（§ 241⑤）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①（平成20年4月1日施行））

監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）（随時監査）（§ 199①⑤）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）（行政監査）（§ 199②）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（§ 199⑦）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（§ 235の2②、地方公営企業法 § 27の2①）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（§ 75・98・199⑥）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（§ 242）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（§ 243の2③）

監査委員制度の沿革

	都道府県	市	町村	識見・議選の割合	OB制限	常勤・非常勤	職務権限・事務量
昭和22年 (地方自治法制定)	4人(必置)	2人 (条例で任意)	2人 (条例で任意)	各同数			<ul style="list-style-type: none"> 経営に係る事業の管理、出納その他の事務の執行の監査 (定期監査、直接請求監査、所轄行政庁・議会の要求による監査、随時監査、出納の月例検査、出納の臨時検査) 決算の審査
昭和23年		条例で4人とすることができる					<ul style="list-style-type: none"> 住民監査請求・住民訴訟制度の創設
昭和25年		↓					<ul style="list-style-type: none"> 財政援助団体等(補助金等)の監査を追加 出納職員の賠償責任の監査を追加
昭和27年		人口10万人以上及び地方公営企業を有する市に限り条例で4人とすることができる				学識経験委員は常勤とすることができる	
昭和31年		↓					<ul style="list-style-type: none"> 長による要求監査を追加 財政援助団体等(出資団体)の監査を追加
昭和38年		3人又は2人(必置) ※ただし人口25万以上の市は4人(必置)	2人又は1人(必置)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び人口25万以上の市は議員2人又は1人 その他市町村は議員1人 			<ul style="list-style-type: none"> 代表監査委員の創設 広く財務事務一般を監査 住民監査請求・住民訴訟制度の拡充
昭和61年		↓					<ul style="list-style-type: none"> 公有地信託の受託者の監査を追加
平成3年		↓			識見委員が2人以上の場合、そのうち1人以上はOB(退職後5年間)でない者	都道府県及び人口25万以上の市は識見委員のうち1人以上は常勤	<ul style="list-style-type: none"> 行政監査の追加 議会による機関委任事務の要求監査を追加 公の施設の管理受託者の監査を追加
平成9年		↓	2人(必置)		識見委員が2人以上の場合、そのうちOBは1人以下		<ul style="list-style-type: none"> 外部監査制度の導入
平成11年		↓					<ul style="list-style-type: none"> 機関委任事務の廃止に伴う監査範囲の拡大 主務大臣等による要求監査の廃止
平成14年		↓					<ul style="list-style-type: none"> 住民監査請求・住民訴訟制度の拡充
平成18年		条例で識見委員の数を増加することができる					

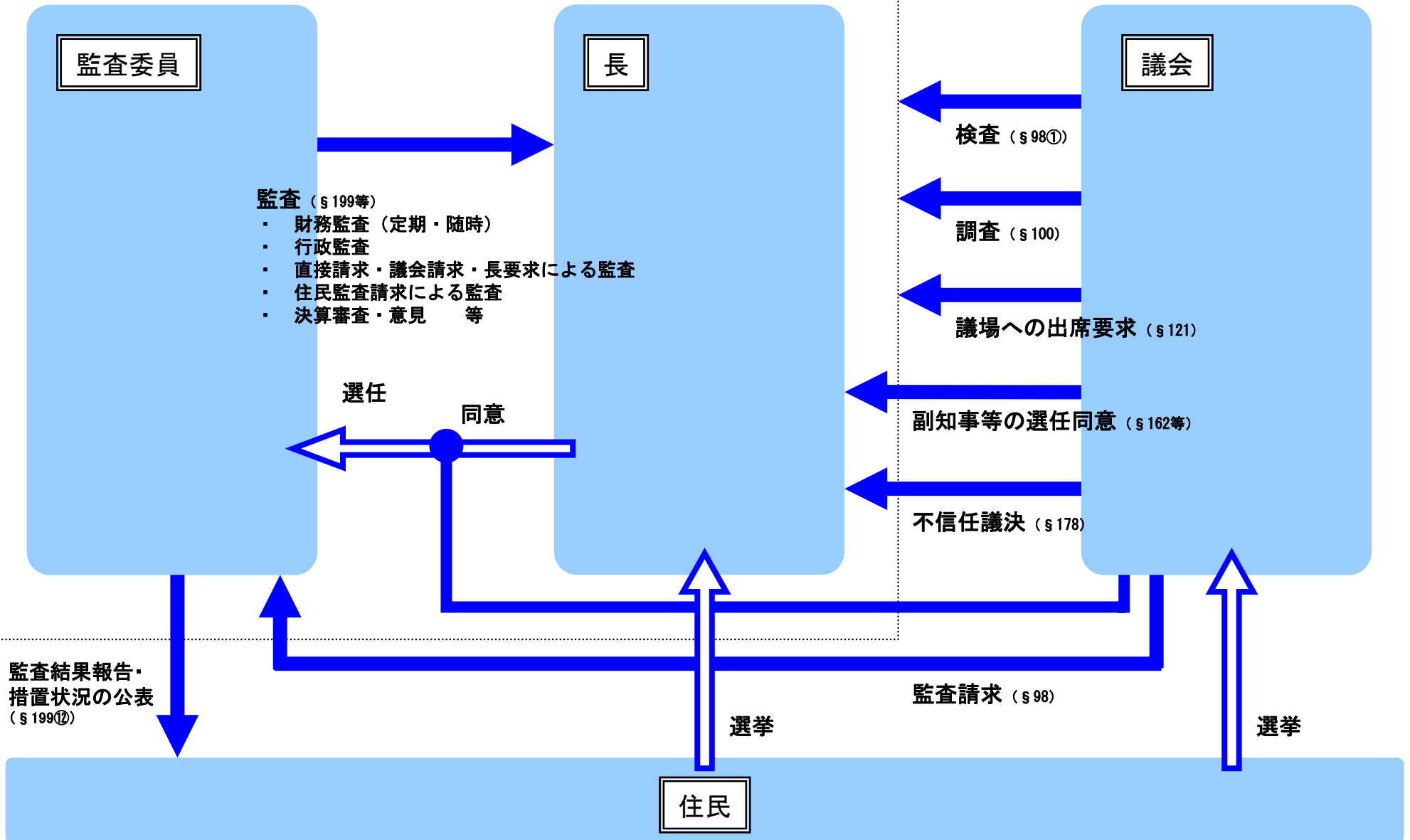
地方公共団体の執行機関の選任・解任方法等

執行機関	選任方法	選任要件	解任権者	解任事由	解任手続
監査委員 (地方自治法)	議会の同意を得て長が選任 (§ 196①)	・ 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 ・ 議員 (§ 196①)	長	・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき (§ 197の2①)	議会の同意を得て罷免 (議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会の開催を要する) (§ 197の2①)
教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	議会の同意を得て長が選任 (§ 4①)	・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者 (§ 4①)	長	・ 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合 (§ 7①)	議会の同意を得て罷免 (§ 7①)
				・ 委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに3人以上 (委員の数を3人とする町村にあつては、2人以上) の委員が所属するに至つた場合 (§ 7②)	議会の同意を得て罷免 (§ 7②)
				・ 委員のうち1人がすでに所属している政党に新たに2人以上の委員が所属するに至つた場合 (委員の数を3人とする町村を除く。) (§ 7③)	議会の同意を得て罷免 (§ 7③)
				・ 委員のうち2人 (委員の数を3人とする町村にあつては、1人) がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた場合 (§ 7④)	直ちに罷免 (§ 7④)
選挙管理委員会 (地方自治法)	議会における選挙 (§ 182①)	・ 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者 (§ 182①)	議会	・ 選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるとき (§ 184の2①)	議会の議決により罷免 (議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会の開催を要する) (§ 184の2①)
			—	・ 2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となつた場合 (§ 182⑤)	選挙管理委員会がくじにより失職者を決定 (§ 182⑥・令 § 136の2)
人事委員会 公平委員会 (地方公務員法)	議会の同意を得て長が選任 (§ 9の2②)	・ 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的に能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者 (§ 9の2②)	長	・ 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき (§ 9の2⑥)	議会の同意を得て罷免 (議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会の開催を要する) (§ 9の2⑥)
				・ 委員のうち2人以上が同一の政党に属することとなつた場合 (§ 9の2⑤)	議会の同意を得て罷免 (§ 9の2⑤)
公安委員会 (警察法)	議会の同意を得て長が選任 (§ 39①本文)	・ 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの (§ 39①本文) ・ 道、府及び指定県にあつては、指定都市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定都市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたもの (§ 39①但書)	長	・ 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合 (§ 41②)	当該都道府県の議会の同意を得て罷免 (§ 41②本文)
	長が選任 (§ 39①但書)			指定都市の市長が推せんした者の罷免は、道、府又は指定県の知事は、当該指定都市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときに、これを罷免 (§ 41②但書)	
	・ 指定県以外の県の知事は、委員のうち2人以上が同一の政党に所属するに至つた場合 (§ 41③)			当該県の議会の同意を得て、罷免 (§ 41③)	
	・ 都、道、府及び指定県の知事は、委員のうち3人以上が同一の政党に所属するに至つた場合 (§ 41④)			当該都、道、府又は指定県の議会の同意を得て罷免 (§ 41④)	
	・ 委員のうち1人 (都、道、府及び指定県にあつては2人) がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた場合 (§ 41⑤)			直ちに罷免 (§ 41⑤)	

執行機関	選任方法	選任要件	解任権者	解任事由	解任手続
労働委員会 〔労働組合法〕	長が任命 (§19の12③)	・ 使用者団体が推薦した者(使用者委員) ・ 労働者団体が推薦した者(労働者委員) ・ 使用者委員及び労働者委員の同意を得た者 (§19の12③)	長	・ 委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合 (§19の12⑥による§19の7②の準用)	地方労働委員会の同意を得て罷免 (§19の12⑥による§19の7②の準用)
収用委員会 〔土地収用法〕	議会の同意を得て長が選任 (§52③)	・ 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者 (§52③)	長	・ 収用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき ・ 収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき (§55①)	罷免しなければならない (§55②)
海区漁業調整委員会 〔漁業法〕	委員の選挙権を有する者が被選挙権を有する者につき選挙 (§85③一)	・ 海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者(選挙権・被選挙権の要件) (§86①)	—	—	—
	長が選任 (§85③二)	・ 学識経験がある者 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者 (§85③二)	長	・ 特別な事情 (§100)	—
内水面漁場管理委員会 〔漁業法〕	長が選任 (§131②)	・ 当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者 (§131③)	長	・ 特別な事情 (§132による§100の準用)	—
農業委員会 〔農業委員会等に関する法律〕	被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙したもの (§7①)	・ 農業委員会の区域内に住所を有する者で年齢20年以上のもので次のもの(選挙権・被選挙権の要件) ① 都府県にあつては10アール、北海道にあつては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者 ② ①の者の同居の親族又はその配偶者 ③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主 (§8)	—	—	—
	長が選任 (§12)	・ 農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 ・ 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 (§12)	長	・ 推薦した団体又は議会から解任すべき旨の請求があつたとき (§17)	罷免しなければならない (§17)
固定資産評価審査委員会 〔地方税法〕	議会の同意を得て長が選任 (§423③)	・ 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者 (§423③)	長	・ 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合 (§427)	議会の同意を得て罷免 (§427)

監査委員と議会の監視機能

<執行機関>



外部監査制度の基本的な仕組み

1 包括外部監査契約に基づく監査（§ 252の36～ § 252の38）

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 財務監査
- ・ 財政援助団体等監査

2 個別外部監査契約に基づく監査（§ 252の39～ § 252の44）

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施
- 条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 事務監査請求に基づく監査
- ・ 議会からの監査請求に基づく監査
- ・ 長からの監査要求に基づく監査
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求に基づく監査
- ・ 住民監査請求に基づく監査

外部監査制度の概要

1 外部監査契約の締結（§ 252の36①等）

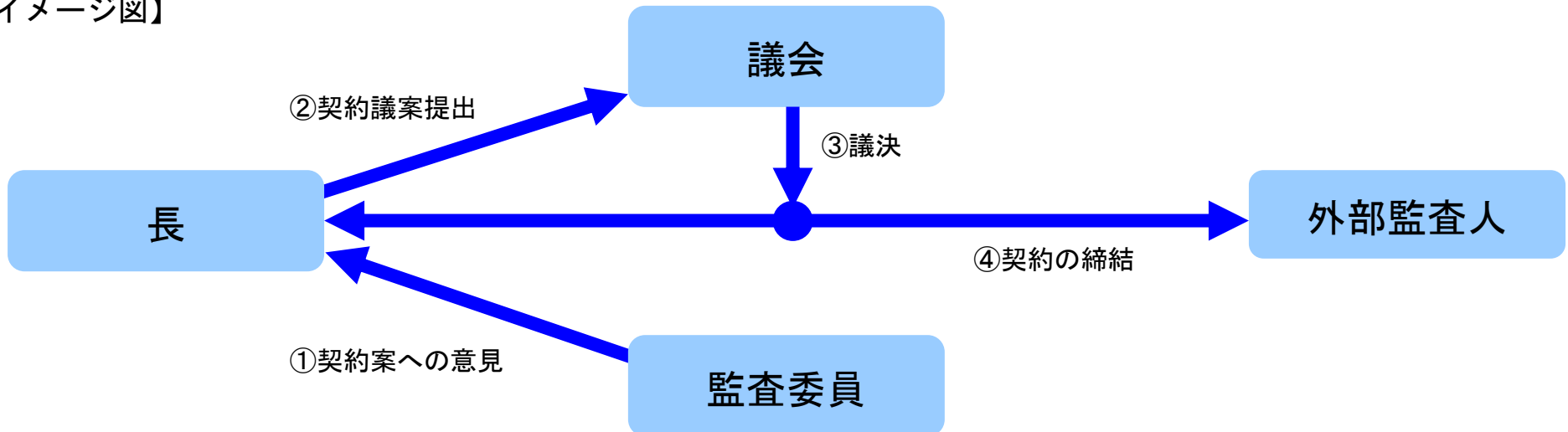
【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
- ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【個別外部監査契約】

- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【イメージ図】



2 外部監査契約を締結できる者（§ 252の28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するもの

- 弁護士
- 公認会計士
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの
- 税理士

3 外部監査契約の解除（§ 252の35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（§ 252の31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（§ 252の31②）
- 特定事件についての監査の制限（§ 252の29）
- 守秘義務・みなし公務員（§ 252の31③～⑤）

5 外部監査人の監査の事務の補助（§ 252の32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。（§ 252の30①②）
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。（§ 252の33①）
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べるることができる。（§ 252の34）

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率^{※1}のうちのいずれかが早期健全化基準^{※2}以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（平成21年4月1日施行）

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値

外部監査制度と監査委員制度の関係

- 地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であることを基本としつつ、外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたもの
- 監査委員は、経常的に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人は、随時・臨時に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しつつ、互いの監査を円滑に実施

監査委員

- 地方公共団体の監査全般を行う地方公共団体内部の執行機関
- 財務監査・行政監査・例月出納検査・要求監査等を経常的に実施
- 上記のほか、外部監査人による監査の実施に当たっては、次のように外部監査に関して地方公共団体側から関わりを持つもの
 - ・ 外部監査結果の報告の受理・公表
 - ・ 外部監査人が関係人の出頭要求等をする場合の協議

外部監査人

- 地方公共団体の組織に属さない独立した立場から、高度な専門的知識に基づき、随時・臨時に監査を実施する者
- 外部監査人のイニシアティブによる特定事件の監査（包括外部監査）や、長等の要求に基づく監査（個別外部監査）を実施